

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社赤羽組（法人番号6380001011531）
業者の住所：福島県須賀川市長沼字鍛冶町10
2. 指名停止措置期間：令和5年7月25日から令和5年10月24日まで（3か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事実概要：
株式会社赤羽組の元代表取締役は、代表取締役だった平成30年7月頃から令和4年8月頃にかけて、福島県発注の公共工事の入札をめぐり、福島県職員から設計金額等を教えてもらった見返りに現金や飲食代等を渡したとして、令和5年5月16日、贈賄の疑いで福島県警に逮捕された。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア（贈賄）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内